

平成 31 年 3 月 26 日
(2019 年)

報道各社様

西宮市総務局人事部
人事課長 久保田和樹

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

記

(1) 事案の概要

市民局所属の当該職員は、平成 30 年 9 月 17 日、大阪市北区の飲食店で開催された飲み会に出席した際、その会に参加していた女性に対し、飲食店が入居するビルの共用トイレで盗撮行為をしたとして、「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反の容疑で、同日、曾根崎警察署で任意で事情聴取を受けた。

取り調べの結果、平成 30 年 12 月 14 日付で、起訴猶予を理由として不起訴処分となったものである。

(2) 対象職員及び処分内容

所属	職種等	処分日	処分内容	処分理由
市民局	副主査 (34 歳)	H31.3.26	停職 3 月	地方公務員法 第 29 条 (懲戒) 第 33 条 (信用失墜行為の禁止)

問い合わせ先：人事課 (TEL:3518)

平成 31 年 3 月 26 日
(2019 年)

報道各社様

西宮市総務局人事部
人事課長 久保田和樹

職員の失職について

みだしの件について、下記のとおり失職しましたので、ご報告いたします。

記

(1) 事案の概要

健康福祉局所属の当該職員は、平成 30 年 11 月 5 日及び翌 6 日の 2 度に亘り、執務室内において、直属の課長が使用する机の引き出し内に収納されていた財布内から現金 1 万円をそれぞれ 2 回、合計 2 万円を窃取したとして、「窃盗」の容疑で、平成 30 年 11 月 22 日に、西宮警察署に逮捕された。

取り調べの結果、平成 30 年 12 月 25 日付で、神戸地方検察庁から「窃盗」の罪で起訴、平成 31 年 3 月 5 日に懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年の判決を受け、同年 3 月 20 日に刑が確定したことにより失職したものである。

(2) 対象職員及び処分内容

所属	職種等	失職年月日	法令根拠
健康福祉局	主事 (28 歳)	H31.3.20	地方公務員法 第 28 条第 4 項

問い合わせ先：人事課 (TEL:3518)